

業務委託特記仕様書

業務委託名：令和6年度 リュウキュウマツ害虫対策樹幹注入業務委託
履行場所：那覇市内一円
履行期間：着手の日から令和7年3月7日まで
業務概要：薬剤の樹幹注入業務：1式
※数量及び業務委託範囲は別紙参照

【総則】

第1条 趣旨

本特記仕様書は、那覇市都市みらい部道路管理課（以下、「発注者」という。）が発注する「令和6年度 リュウキュウマツ害虫対策樹幹注入業務委託」に適用する。

第2条 安全管理

本特記仕様書によるほか、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）など関係諸法規に従い、安全確保上、樹幹注入を実施すること。

第3条 現場代理人及び主任技術者

- （1）現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。
- （2）主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。
 - ・1級造園施工管理技士 ・2級造園施工管理技士
- （3）現場代理人は、主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。
- （4）現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

第4条 提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに下記資料を提出しなければならない。

- （1）業務計画書・・・・・・・・・・・・・契約締結後14日以内
- （2）使用材料承諾願・・・・・・・・・・・・・契約締結後14日以内
- （3）着手届・・・・・・・・・・・・・着手日
- （4）工程管理表・・・・・・・・・・・・・毎月初め
- （5）業務進捗状況報告・・・・・・・・・・・・・毎月初め（業務開始月の次月より）
- （6）施工写真・・・・・・・・・・・・・随時
 - ※路線毎に施工前、施工中、施工後の施工写真を提出する。
- （6）その他監督員が提出を必要と認めるもの

【リュウキュウマツへの樹幹注入業務】

第5条 樹幹注入対象木調査

作業主任者は、樹幹注入対象木のマツの位置、胸高直径、樹高及び樹脂量を確認し、位置図及び実施計画表を作成すること。これをもとに、マツの健全性や樹形を確認し、注入の可否、薬剤の数量を決定し、調査職員の承認を得ること。

第6条 樹幹注入

- (1) 使用する薬剤（マツガードクイックまたは同等品）は、資料とともに「使用材料承認願い」を調査職員に提出し、承認を得て材料検査を受けること。
使用する薬剤は、農薬取締法第2条の規定に基づく登録済みの農薬であるものとする。
- (2) 注入作業は、次のいずれかの者を作業主任者として選任し、資格、略歴を添えて調査職員に提出し、承認を得ること。
 - ・ 樹木医または松保護士、あるいは農薬管理指導士の資格を有する者。
- (3) 注入作業施工は、作業主任者の指示のもと行うこと。
- (4) 樹幹注入は基本的に樹幹部の胸高直径（地上から1.2m）に応じて適量を注入すること。
- (5) 樹幹注入を行う作業員は、ヘルメット、手袋、長靴等を着用し、直接人体に薬剤が接触しないように注意すること。
- (6) 経過観察を考慮し、1月中までに樹幹注入を実施すること。
- (7) 雨天、雨後は、蒸散が鈍く薬剤が入りにくいこと、目打ち孔から雨水が入るおそれがあること、薬剤の液漏れが確認しにくいこと等から樹幹注入を実施しないこと。
- (8) 施工部位は薬が入りやすく、組織に損傷を与えない次のような部位とする。
 - ① 木肌がなめらかで、筋や傷のない部位
 - ② 薬剤が枝に遮られず、梢まで抜けるような部位
 - ③ 粗皮の薄い部位
- (9) 複数の孔をあける場合、水平及び同一の方向に孔をあけるのではなく、千鳥に孔をあける。
- (10) 樹幹注入を実施したマツには、後日確認できるよう、注入年度及び薬剤名を記入したタグをつけること。

第7条 樹幹注入後

- (1) 薬剤の注入後は、孔に癒合剤を充填する等して孔がふさがりやすい措置を施すこと。
- (2) 使用後の薬剤の容器はみだりに放置せず、環境に影響が出ないよう製造者の指示に従う等適切に廃棄処分すること。

第8条 経過観察

樹幹注入後5本に1本の割合であらかじめ決めておいた樹木について、2カ月後の経過観察を行うこと。

第9条 業務の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損害を与えた場合は「受注者」が責任をもって処理することとする。

第10条 本業務において「発注者」が必要とする部分の成果品を期限内においても期限を定めて請求できるものとし、又、「発注者」が必要と認めた場合は、業務内容の変更、若しくは作業の一時停止を命ずることがある。その場合は、「発注者」に従わなければならない。

第11条 業務完了検査
業務完了検査は、履行期間内に行うものとする。検査の結果、実測及び成果物に不良個所があった場合は、速やかに訂正を行い、再提出すること。
成果品引渡後においても、「受注者」の責に帰すべき誤りについては、「受注者」の負担において、速やかに訂正しなければならない。

第12条 秘密の厳守
「受注者」は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品は全て「発注者」の所有とし、「発注者」の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第13条 受注者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ①暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ③排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

第14条 受注者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- ①受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を契約検査課へ提出しなければならない。
- ②受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位請負者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

④受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

第15条 その他

この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。なお、受注者は、注入量の変更等に関しては、発注者の指示に従うものとする。

【成果品】

第16条 本業務の成果として、提出するものは次のとおりとする。なお、成果品の作成及び編集方法等についてあらかじめ「発注者」と協議のうえ作成するものとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 事前調査報告書（全数対象） | : 1 部 |
| (2) 樹幹注入状況写真（抜粋） | : 1 部 |
| (3) 経過観察報告書 | : 1 部 |
| (4) 上記成果品の電子データ（CD-R） | : 2 部 |
| (5) その他発注者の指示する事項 | : 必要部数 |

第17条 電子納品

- (1) 電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の電子納品に関する手引き（案）に基づいて作成することとする。
- (3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
- (4) 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策（最新のバージョン）を実施したうえで提出すること。